

## 仕 様 書

### 1 品名及び数量

シャンプーチェアー 1台

### 2 メーカー名・形式等

アズワン株式会社 洗髪用チェアー NSC-01

### 3 納入場所

広島市中区舟入幸町14番11号 広島市立舟入市民病院 4階病棟

### 4 納入期限

平成29年9月29日(金)

### 5 一般条項

(1) 納入物品は新品とする。

(2) 受注者は契約締結後、搬入日時及び搬入経路等について、速やかに舟入市民病院看護科職員と協議し、その結果を舟入市民病院事務室職員に連絡すること。

(3) 受注者は、納入を予定している機器の調整を、受注者の費用負担により、適切に実施すること。

(4) 受注者は、搬入当日に納入作業に入る際、事前に舟入市民病院事務室職員へ作業を開始する旨の連絡をすること。作業を終了する場合も同様とする。

(5) 受注者は、納入物品の搬入・設置にあたって、舟入市民病院の施設に損傷を与えないよう配慮すること。

なお、損傷等を与えた場合は、直ちに舟入市民病院事務室職員へ報告し、受注者の費用負担により速やかに原状回復を行うこと。

(6) 受注者は、納入物品の搬入・設置にあたって、舟入市民病院看護科職員の指示した経路により搬入し、指示した場所に設置するものとする。

なお、必要となる措置は受注者の費用負担により責任をもって適切に実施すること。

### 6 検収

受注者は、舟入市民病院看護科職員の指示に従って本契約に係る納入物品の搬入・組立・設置を行い、正常に動作することを確認したうえで収受するものとする。

なお、検査の結果、不合格となった場合の取り換え等に要する費用は、全額を受注者の負担とする。

### 7 操作説明

受注者は、当該機器設置後に、受注者の費用負担による操作方法の説明を、舟入市民病院看護科職員に行うこと。

## 8 保守及び保証事項

- (1) 受注者は、納入物品に発生した故障及び事故に対して、舟入市民病院事務室職員からの依頼により迅速・適切に対応すること。
- (2) 受注者は、納入物品の納入後1年間に発生した故障及び事故に関して（不可抗力又は取扱い上の故意又は過失による場合を除く）、舟入市民病院事務室職員の指示するところにより直ちに無償で新品に取り替え又は修理すること。

## 9 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、舟入市民病院事務室職員及び受注者が協議のうえ決定するものとする。